

ボランティア・サポート・プログラム（VSP）を活用した勧誘事例

三野 将明¹・町田 悦幸

宇都宮国道事務所 管理第一課（〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504）

道路管理におけるボランティア活動の法的整理と安全確保を目的に、「ボランティア・サポート・プログラム（以下、VSPとする。）」が導入された。VSPは、道路管理者・ボランティア団体・ボランティア団体が所在している自治体が三者で協定を結び、活動範囲や方法の安全性確保が図られる。また、管理者が作業用具の貸与や支援を行うことで、市民参加が促進される。

VSP協力団体に参画依頼することで、道路管理協力者として活動していただくことになった経緯を紹介する。

キーワード ボランティア・サポート・プログラム（VSP）を活用した
道路管理と行政相談（ごみのポイ捨て・不法投棄・除草）

1. ボランティアの法的位置付けについて

(1) 道路管理の意義

道路法は日本国内の通路の連正な管理・運用を目的とする法律であり、道路管理者に道路の整備・保全・監督の責務を課している。この「道路管理」とは、単なる物理的な維持修繕にとどまらず、一般交通の円滑化や安全確保のための包括的な行為を含んでいる。そのため、道路管理の行為は公法上の行為・私法上の行為・事実行為に分類できる。公法上の行為とは、占用許可、監督処分、公用負担など、行政権限に基づく行為である。私法上の行為とは、契約など民法上の行為（例：道路の用地買収）である。さらに、事実行為とは、道路の清掃や持修などの管理行為そのものである。

このように、道路法における道路管理は単なる物理的な作業にとどまらず、法的手続きを伴う多様な側面を持っていると解釈できる。

(2) VSPの法的背景

（道路法第24条の規定）

道路法第24条では、「道路管理者以外の者が道路に関する工事や維持を行う場合、原則として道路管理者の承認を要する」と規定されている。これは、無秩序な道路工事が交通の安全性や道路の種能維持に悪影響を与えることを防ぐための措置である。つまり、原則、道路管理者以外の者（民間企業・個人など）は、道路工事や維持を行う際に道路管理者の承認が必要となる。しかし、道路法施行令第3条には、道路の構造に影響を与えない

「軽易な道路の維持」は承認不要となっている。

この「軽易な道路の維持」とは、道路の基本構造に影響を与えない小規模な作業を指し、例えば、道路上の落ち葉やごみの清掃、沿道の雑草除去、植栽の剪定、降雪時の簡易な除雪などが含まれる。これは承認手続きを不要とすることで、市民の自主的な活動を促進し、公共の利益につながる道路維持を円滑に行うことを目的としている。

このように、ボランティア活動が承認なしで可能であるとはいえ、法律の趣旨としては、道路管理者の関与を不要とするものではなく、適切な管理・調整を求めるものと解釈できる。特に、作業内容が道路の安全性や交通に影響を与える場合、道路管理者との連携が不可欠である。例えば、清掃作業中に道路の一部を塞ぐ必要がある場合、大量の落ち葉や枝を処理する必要がある場合や、作業中に発生する廃棄物・粗大ゴミの処理の必要がある場合などは、道路管理者と協議を行うことが望ましい。

さらに、ボランティア活動の法的整理において重要なのは、活動中の事故や損害に対する責任問題である。道路の維持行為に関する法的責任は基本的に道路管理者にあるが、ボランティアが関与する場合、作業中に発生した事故や第三者に対する損害賠償の責任がどのように分担されるかが曖昧になりやすいため、適切な保険制度の導入などが求められる。

よって、本題であるVSPは、道路法第24条ただし書きにおける「道路の維持で政令で定める軽易なもの」の規定に基づく思想のうえに施策されたと捉え、次節にて説明させていただく事とする。1) 2)

2. VSPについて

国土交通省では、ボランティア活動に関する課題を解決するために、道路管理者とボランティアとの協力関係を明確化し、安全性や補償制度を整備する目的でVSPが導入された。VSPとは、地域住民や企業が協力して道路の美化活動を行うことで、地域環境の改善とコミュニティの活性化を目指す取り組みである。このプログラムは、1980年代にアメリカで始まった「アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム」をモデルにしており、道路の一区画を「養子」として管理するというコンセプトに基づいている。

VSPの主な目的は、道路管理者とボランティアの間で事前に作業内容や実施時期を調整し、安全対策を講じることである。例えば、特定の地域の道路清掃を定期的に行う場合、清掃範囲、作業方法、収集したごみの処理方法などについて道路管理者と協議し、承認を得ることで、法的な問題を回避しつつ、より円滑に活動を行うことができる。また、VSPでは道路管理者がボランティア活動を積極的に支援する仕組みも取り入れられている。例えば、清掃活動を行う団体に対して、掃除用具等の貸与や活動終了後に作業報告を求めることで、活動の記録を残し、道路管理者が適切に関与できる仕組みが構築されている。さらに、参加者の環境意識が高まることで、持続可能な社会の実現に向けた意識の醸成が期待される。特に、子どもたちに対して環境教育の一環としての効果も期待される。また、地域住民や企業が自主的に道路の美化活動を行うことで、行政の清掃コストが削減されることで、限られた予算を他の重要な施策に充てることが可能となる。

このように、VSPは地域住民や企業の協力を得て道路の美化を図り、ボランティア活動を単なる自主的な行為として放置するのではなく、公共サービスの一環として活用することが可能となっている。今後も、地域の連帯感・環境への意識が高まることで、VSPがさらに重要となると考える。そこで、本稿ではVSP活用の一例として、VSPを活用した苦情対応例について紹介する。3) 4) 5)

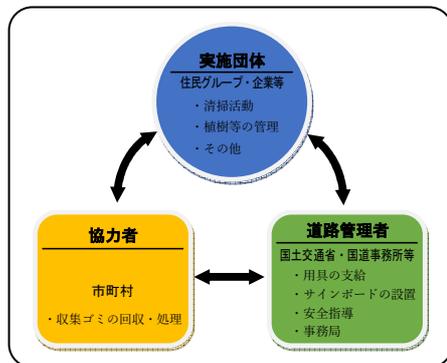


図1 役割分担

3. 本事案について

（意見者から行政協力者への転換）

2024年5月より何度か、A氏からごみのポイ捨て・不法投棄・除草に関する要望を受けた。具体的な要望として、C跨道橋付近の本線と側道の間にごみ・不法投棄の回収。なお、上記について、そもそも、国（道路管理者）の責務との発言あり、ごみポイ捨て禁止の看板を増やすなど対策してほしい等の要望もあった。また、別日には、以下の要望を受けた。

小学生の通学路のためC跨道橋付近の除草及び跨道橋下の除草、C跨道橋下り線のゴミの改善、近くの小学校でポイ捨て禁止の絵を描いて頂き展示するため、C跨道橋下の使用していない看板の使用の許可などの要望が度々行われた。

上記の要望や出張所による現地確認を通じて、除草及び清掃作業等を限られた予算の中で定期的実施する事は困難であること又優先順位を付して作業を実施しており、同様のお問い合わせをいただいた方に対して、公平性、公正性、透明性の観点からも即日対応は難しいと判断した。そこで、地元の道路愛護に対する説明を実施し、出張所と連携してご要望いただいた方へ、VSP活動の施策について説明を実施する事としたものであるが、まずは相手方の意向及び要望などについて細かくヒアリングを実施しながらの対応を図り、その中で道路管理者の責務について質疑もなされた事から、現時点对応可能な内容について説明をした結果、相手方からは、「国交省（道路管理者）の予算が厳しい現状について初めて知った。」などの発言もあり、一般社会へ向け国交省としての情報発信の重要性を改めて痛感した。

更に、近年における社会情勢や民間活力の導入など、ボランティア活動の制度であるVSP活動について説明していくに連れ、お互いの意思疎通が図られた結果、「家族、地域の方や自治会長などにも相談してみたい。」とのご発言をいただいた。

その様な説明責任を果たしてく中で、様々な面から苦情やお問い合わせをなされる地域の方は、実は地元愛が強いだけではなく、非常にその地域の生活環境を大切に考えておられるので、国道を含んだ公共的な施設などにおいても本来在るべき姿にとられる事なく、より良い状態を常に求められている事がわかり、又それらの事象に貢献でき、携わる事が可能であると認識いただけた事で笑顔が絶えない打合せとなり、国道への思い、その大切さや重要性を十分に認識なされた様に感じられた点については、余談となりますが国土交通省の職員、強いては行政職員としてのモチベーションの向上にも繋がったものである。

その後、A氏からは国や地方行政との連携に前向きで

あることも確認でき、苦情等に関するお問い合わせは、一切なされなくなる運びとなると同時に、VSP に関する現地確認、活動範囲や会員構成、活動団体の立ち上げ、関係自治体との調整など、様々な内容について打合せを実施する事となったものである。

最終段階では、A 氏宅での数度にわたる打合せを経て、活動予定地域の視察、VSP に特化した新団体の設立と合わせて、協定への参画をいただける事となったものである。

なお、協力自治体への説明に必要な「ボランティア・サポート・プログラム参加申込書」も同時期に提出いただいた事から、事前に地元自治体へ国から説明を実施し、自治体内の稟議を経て、合意形成が図られ事から、「実施団体を(甲)・国を(乙)・自治体を(丙)とした三者間協定書(ボランティア・サポート・プログラム協定書)に調印いただく運びとなったものである。

【活動前の状況写真】



【活動後の状況写真】



4. 今後の課題

これまでの業務を通じて、VSP は地域社会の美化とコミュニティの活性化に大きく貢献しているが、以下の課題を抱えている。具体的には、ボランティア参加者の確保と維持、安全管理、行政との連携である。

ボランティア参加者の確保と維持では、VSP には地域住民や企業の積極的な参加が不可欠である。しかし、参加者の確保と維持は大きな課題となっている。特に、長期間にわたって活動を続けるためには、メンバーのモチベーションを維持し、新しい参加者を継続的に募集する必要がある。また、高齢化社会においては、参加者の年齢層が高くなる傾向があり、若い世代の参加を促進する取り組みが求められる。

安全管理では、道路の清掃や植栽の管理などの活動は、交通事故や怪我のリスクを伴っている。特に、交通量の多い道路や危険な場所での活動には、十分な安全対策が必須事項であり、実施団体は事前に道路管理者と協議を行い、必要に応じて大規模活動の場合などは、道路管理者による車線の規制等の協力を求めるも有効である。

また、協定書中において重要な安全対策の一環として各種保険への加入を義務づけているものの、事故に遭わない様な事前対策が必要不可欠であると考えられる。

例えば、路上作業が容易に見て取れる蛍光色のジャンパーや帽子の貸与など事故後の措置よりも万全の事前準備に課題がある。

行政との連携では、VSP の活動は道路管理者や自治体との連携が不可欠だと考えているものの、しかしながら、行政とのコミュニケーションや協力体制が十分に整っていない場合、活動が円滑に進まないことがある。

特に、ゴミの処理や用具の貸与など、行政のサポートが必要な場面では、迅速かつ柔軟な対応が国側の都合で準備できないなどの課題もある。

これらの課題に対処するためには、地域社会全体での協力と連携が不可欠であると同時に、VSP をより多くの方々に認知していただく為の情報発信は、極めて重要である。

地域住民や企業、行政が一体となって取り組むことで初めて実現される VSP を今後は更に進化と発展させると同時に、課題に対しては、解決策を模索しながら、永続的な持続可能な活動となる様に、より一層深く考慮してゆく事が、重要であると認識できたものである。

5. VSP に関する新たな独自の取り組み

宇都宮国道事務所では、近年の社会情勢等を鑑みて、新たな取組として VSP に関する独自の取組を紹介する。

協定書に「道路環境パトロール(防犯パトロールを含む)」の項目を追記している。この取り組みを実施するきっかけとなった理由は、近年増加傾向にある、道路建設資材の盗難、橋脚や道路付属物等への落書き、ごみの不法投棄、道路上の不法占用、悪質な交通マナーなど、道路環境の悪化に加え、地域社会を震撼させている特殊

詐欺や闇バイトなどの事案に対する対抗策を、道路ふれあい月間を通じて開催した VSP 団体の意見交換会の場で議題としてとりあげ、「何ができるか」において、VSP 活動に盛り込む提案を国側から提案させていただいた結果、「地域住民が一体となれば早期発見し、対応することに期待が持てる。」など賛同がいただけた事から、ボランティア・サポート・プログラム協定書内で明文化を図ったものである。各団体からは、「ボランティア活動中に限らず、道路環境パトロール（防犯パトロールを含む）を実施できる事で、安心とやりがいを持って VSP 活動ができ、又良好な道路環境の維持はもとより、地域社会への安全で安心な環境づくりに繋がるとして、VSP の団体加入参加の呼びかけにも好評であるとの意見をいただいているものである。

6. おわり

今回の経験を通じて、地域住民の皆さまが持つ地元愛や地域環境への深い関心、そして地域社会を良くしたいという熱意に触れ、それが抱える課題を解決する大きな原動力となることを実感した。

最後に、ほんの少しの「発想の転換」が苦情を無くし行政協力者へ導く事ができた事について、同様の問題でお悩みの職員の皆様へ、解決の糸口としてご紹介させて

いただければ幸いです。

今後も、アカウンタビリティ（説明責任）を重視し、地域の声を丁寧に伺いながら、業務に取り組んで参りたい。

参考文献

- 1) 道路法例研究会『改定 6 版 道路法解説』、大成出版、2023 年 8 月 4 日
- 2) 一般社団法人 道路新産業開発機構「道路法例関係 Q&A ボランティアと道路法」（閲覧日 2025 年 2 月 12 日）
0205houreiQ&A.pdf
- 3) 国土交通省ウェブサイト 「ボランティア・サポート・プログラム」（閲覧日 2025 年 2 月 12 日）
<https://www.mlit.go.jp/road/road/vsp/>
- 4) 国土交通省ウェブサイト 「プログラムに関する質問」（閲覧日 2025 年 2 月 12 日）
<https://www.mlit.go.jp/road/road/vsp/menu005.html>
- 5) 関東地方整備局「ボランティア・サポート・プログラム」（閲覧日 2025 年 2 月 12 日）
<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/chiiki/index00000002.html>